

標準報酬月額の隨時改定について

標準報酬月額は、年1回の決まった時期(毎年9月)に組合員全員の標準報酬月額の見直し(定時決定)が行われますが、1年の途中で報酬が大きく変動した場合には一定の要件を満たしたときに改定されることになっています。今月号では、1年の途中で報酬が大きく変動したときに改定を行う「随时改定」について説明をします。

随时改定

随时改定は、9月から8月までの間に報酬が大きく変動し、次の3つのすべてに該当するときに行われます。

- ① 固定的給与に変動があったとき。(※1)
- ② 変動月から3カ月の間に支払われた報酬(諸手当も含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動(2等級以上の差)が生じたとき。(※2)
- ③ 3カ月とも支払基礎日数が17日以上であったとき。

※1 固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって著しい変動が生じた場合には、随时改定の対象とはなりません。

固定的給与の例	給料月額(基本給)、扶養手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当、地域手当
非固定的給与の例	時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当

※2 2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額がいずれも増額したかまたは減額した場合に限られます。したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合またはその逆の場合には、随时改定は行いません。

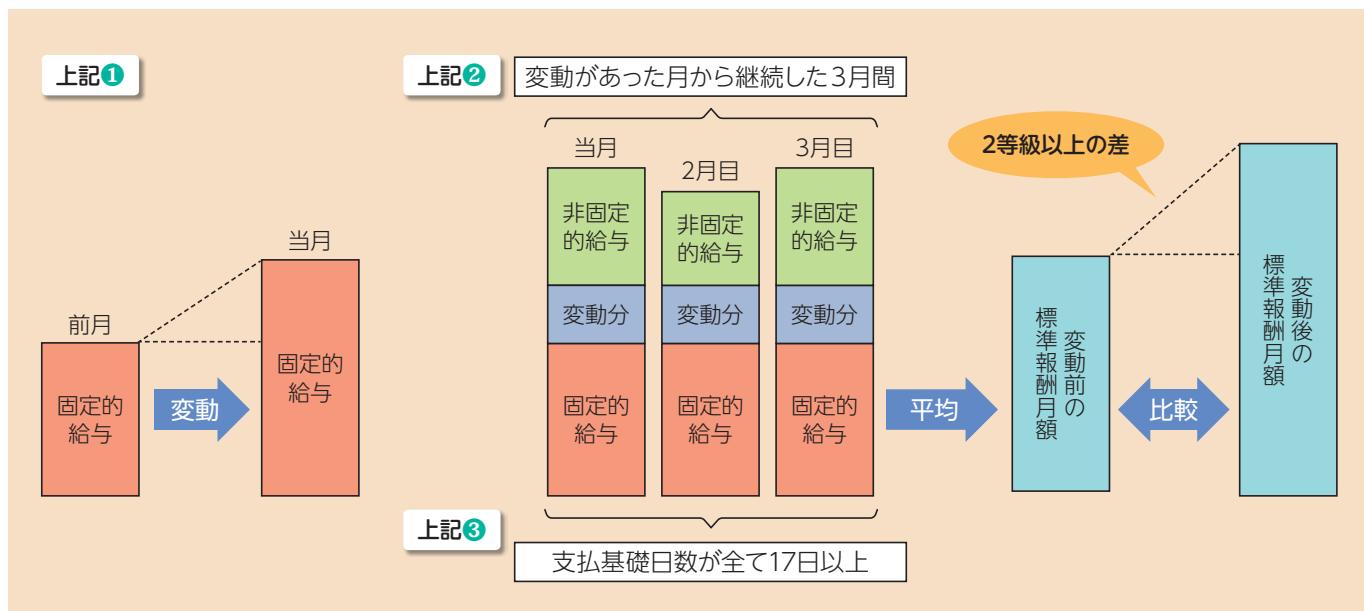
報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬平均額		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随时改定の有無	有	有	有	有	無	無	

(↑ …… 増額、 ↓ …… 減額)

変動の要因

変動の結果

変動の要因である「固定的給与」と変動の結果の「報酬平均額」の矢印が同じ向きのとき、随时改定が必要になります。ただし、給与体系の変更により随时改定を行う場合で、固定的給与の増減が分からぬ場合には、2等級差以上あれば随时改定を行います。



随时改定での年間平均による保険者算定

業務の性質上、例年特定の時期に報酬が変動することにより、通常の方法によって随时改定を行うことが著しく不适当であると認められる場合において、組合員の同意に基づき、年間平均による保険者算定を行うことができます。

随时改定において年間平均による保険者算定が認められる要件

次の(1)～(4)すべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) ①と②との間に2等級以上の差があること。

①固定的給与が変動した月以後の継続した3カ月間の報酬の平均から算出した標準報酬の月額

②固定的給与が変動した月以後の継続した3カ月間に受けた固定的給与の月平均額に、固定的給与が変動した月前の継続した9カ月と固定的給与が変動した月以後の継続した3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額(年間平均額から算出した標準報酬の月額)

- (2) 上記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。

- (3) 現在の標準報酬の月額と年間平均額から算出した標準報酬の月額との間に1等級以上の差があること。

- (4) 年間平均による保険者算定について、組合員が同意していること。

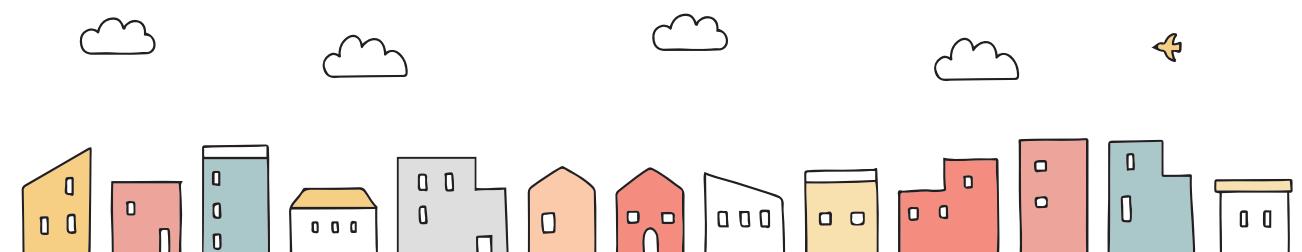


年間平均による保険者算定を行う場合には、「①所属所からの申立書」「②部課署の代表者からの理由書」および「③随时改定における年間平均による保険者算定申し立てに係る報酬の比較及び組合員の同意書」が必要になります。該当する組合員には、共済事務担当課から同意書の記入が求められますので、同意される場合は同意書に署名・捺印をしてください。

随时改定の適用期間

1月～6月の改定	その年の8月まで、または更なる随时改定まで
7月～12月の改定	翌年8月まで、または更なる随时改定まで

標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも反映されます。



お問い合わせ先 情報管理課 ☎048-822-3309